

女性活躍推進法第17条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

1. 女性職員の採用割合（平成29年4月1日現在）

区分	全体	女性	男性
採用人数	9人	5人	4人
採用割合	100.0%	55.6%	44.4%

※ 採用割合（小数点以下第2位を四捨五入）

2. 継続勤務年数（男女の差異）（平成30年3月31日現在）

区分	全体	女性	男性	差(男-女)	割合(女)
職員数差(男-女)	175人	68人	107人	39人	38.9%
年数差(男-女)	18.4年	17.1年	19.2年	2.1年	

※ 継続勤務年数は単純に職員数（再任用職員を除く。）で除したものです。（小数点以下第2位を切り捨て）

3. 職員一人当たりの月平均の超過勤務時間（平成29年度）

区分	全体	女性	男性
一人当たり超過勤務時間	14.2時間	12.3時間	15.6時間

※ 一人当たり超過勤務時間は職員数164名（時間外勤務手当が支給されない職員を除く。）で除したものです。
（小数点以下第2位を四捨五入）

4. 男女別の育児休業取得率（平成29年度）

区分	女性	男性
対象人数	6人	0人
取得人数	6人	0人
取得率	100.0%	0.0%
平均取得期間	166.3日	0日

※ 平均取得期間（小数点以下第2位を四捨五入）

特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況の公表

1 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の趣旨

平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、地方公共団体は、自らも事業主（特定事業主）として、女性の活躍に関する状況の把握及び分析を行い、定量的な目標や取組内容を「特定事業主行動計画」として策定し公表することとなったため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を、計画期間を平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間と定め策定しました。

2 計画の実施状況

実施状況については、毎年少なくとも1回、取組の実施の状況を公表する必要があるため、数値目標となっている、次の項目の過去3か年の推移（数値目標項目の一部）について公表します。

3 数値目標

(1) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

目標値：平成30年度までに、女性職員を1人以上

該当年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
割合	6.7% (1人)	7.7% (1人)	9.1% (1人)

(2) 職員の超過勤務時間の総時間数（平成29年度）

目標値：平成30年度までに、平成26年度実績（25,533時間）から10%引き下げ、22,900時間以下（一人当たり月12時間以下）

区分	全体	女性	男性
超過勤務時間 総時間数	28,032 時間	9,721 時間	18,311 時間
一人当たり 超過勤務時間	14.2 時間	12.3 時間	15.6 時間

※ 一人当たり超過勤務時間は職員数164名（時間外勤務手当が支給されない職員を除く。）で除したものです。

（小数点以下第2位を四捨五入）

(3) 男性職員の配偶者出産休暇取得率及び平均取得日数（平成29年度）

目標値：平成30年度までに、取得率を80%以上

区分	男性
対象人数	1人
取得人数	1人
取得率	100%
平均取得期間	2.0日

※ 平均取得期間（小数点以下第2位を四捨五入）